

歯・口の健康啓発標語コンクール審査基準

1. 審査基準

- (1) 口腔全体の健康を取り上げ、かつ成長期だけでなく生涯にわたってのスローガンとなるような標語という点に重点を置く。
- (2) 教育上不適切な表現、人によっては不快感を抱かせるような表現のないこと。

2. 応募方法、注意事項

- (1) 特定の歯科用品名・商品名の記載のないこと。
- (2) 「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」、また「歯磨き」ではなく、「歯みがき」とすること。
- (3) 他の団体の主催するコンクール等に応募していないこと。
- (4) 応募作品は、応募者によるオリジナル作品とする（過去に本コンクールにおいて入賞した標語と重複する作品は選考対象外とする）。
- (5) 作品は主催者に帰属し、応募された作品は原則として返却しない。
- (6) 応募作品は、広報用として広く活用する。（在住または在勤市区町村、氏名等を広報する）
- (7) 審査資料により取得する個人情報については、歯と口の健康週間事業のみに利用し、他の目的では利用及び提供しない。